

届出の種類	届出期間	届出地	届出に必要なもの	届出人
出生届	出生日から14日以内	子の出生地、本籍地又は届出人の所在地のいずれか（一時的な居所でも可）	・出生証明書（医師や助産師が記載、病院から発行） ・出生届（出生証明書の左側が出生届になっています） ・母子健康手帳	①父または母 ②同居人 ③医師や助産師
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の死亡地、住所地、本籍地又は届出人の住所地（一時的な居所でも可）	・死亡診断書（医師等が記載、病院等から発行） ・死亡届（死亡診断書の左側が死亡届になっています。）	①親族等 ②同居者 ③家主・地主 ④家屋・土地管理人 ⑤公設所の長 ⑥後見人・保佐人・補助人・任意後見人
婚姻届	届出した日から効力が発生します	夫か妻の本籍地又は所在地（一時的な居所でも可）	・婚姻届（成年2人の証人の住所・本籍の記入、署名が必要）押印は任意 ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）	夫と妻になる方
離婚届	・協議離婚は届出した日から効力が発生します ・裁判離婚（調停・審判・判決等）による離婚は成立・確定した日から10日以内	夫か妻の本籍地又は所在地（一時的な居所でも可）	・離婚届（協議離婚は成年2人の住所・本籍の記入、署名が必要）押印は任意 ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等） ・調停調書、審判書、判決書の謄本等（裁判離婚の場合）	夫と妻（裁判による場合は、裁判申立人が届出）